

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																								
教育センター	<p>教育総合情報ネットワーク整備事業研修用機器等（前期分）賃貸借契約において、受注者は、毎月履行を完了したときは、書面により発注者あて通知しなければならない、発注者は、通知を受けたときは、遅滞なく検査を行わなければならないと定められている。</p> <p>しかし、発注者である教育センターは受注者からの通知の前に検査を行っているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="457 709 1110 1052"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知日</th> <th>検査日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月分</td> <td>平成25年5月1日</td> <td>同年4月30日</td> </tr> <tr> <td>5月分</td> <td>平成25年6月3日</td> <td>同年5月31日</td> </tr> <tr> <td>9月分</td> <td>平成25年10月1日</td> <td>同年9月30日</td> </tr> <tr> <td>10月分</td> <td>平成25年11月1日</td> <td>同年10月31日</td> </tr> <tr> <td>1月分</td> <td>平成26年2月3日</td> <td>同年1月31日</td> </tr> <tr> <td>2月分</td> <td>平成26年3月3日</td> <td>同年2月28日</td> </tr> <tr> <td>3月分</td> <td>平成26年4月1日</td> <td>同年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>		通知日	検査日	4月分	平成25年5月1日	同年4月30日	5月分	平成25年6月3日	同年5月31日	9月分	平成25年10月1日	同年9月30日	10月分	平成25年11月1日	同年10月31日	1月分	平成26年2月3日	同年1月31日	2月分	平成26年3月3日	同年2月28日	3月分	平成26年4月1日	同年3月31日	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>起案者のみならず、決裁関係者を含めて、契約書に基づく手続について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>相手方から完了届の通知のある契約業務について、検査日の確認の徹底及び地方自治法、大阪府財務規則等の関係法令を踏まえて事務手続を行うことなど、改めて経費支出事務に関する留意点について周知徹底するため、会計事務担当者をはじめ、所内職員に対し会計事務に関する研修を実施し、知識の向上及び再発防止を図った。</p>
	通知日	検査日																									
4月分	平成25年5月1日	同年4月30日																									
5月分	平成25年6月3日	同年5月31日																									
9月分	平成25年10月1日	同年9月30日																									
10月分	平成25年11月1日	同年10月31日																									
1月分	平成26年2月3日	同年1月31日																									
2月分	平成26年3月3日	同年2月28日																									
3月分	平成26年4月1日	同年3月31日																									

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																										
教育センター	<p>次の3件の業務について不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不用品等収集・運搬・処理業務（以下「業務1」という。）</li> <li>・ 大型ゴミの収集・運搬・廃棄処分委託（以下「業務2」という。）</li> <li>・ 各排水槽清掃及び廃棄物処理業務（以下「業務3」という。）</li> </ul> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条では、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者（以下「収集運搬業者」という。）に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者（以下「処分業者」という。）にそれぞれ委託しなければならないと定められている。</p> <p>教育センターは、同法に基づく契約として、以下の契約を締結していた。</p> <table border="1" data-bbox="448 978 1288 1234"> <thead> <tr> <th></th> <th>収集運搬業務</th> <th>処分業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務1 契約先</td> <td>A社（収集運搬業者）</td> <td>B社（処分業者）</td> </tr> <tr> <td>業務2 契約先</td> <td>A社（収集運搬業者）</td> <td>B社（処分業者）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">業務3 契約先</td> <td>C社（収集運搬業者）</td> <td rowspan="3">F社（処分業者）</td> </tr> <tr> <td>D社（収集運搬業者）</td> </tr> <tr> <td>E社（収集運搬業者）</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記契約を締結しているにもかかわらず、同センターは、収集運搬及び処分業務を包含する契約（以下「業務委託契約」という。）を、別途締結していた。</p> <table border="1" data-bbox="448 1360 1231 1533"> <thead> <tr> <th></th> <th>収集運搬及び処分業務</th> <th>経費総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務1 契約先</td> <td>A社（収集運搬業者）</td> <td>164,850円</td> </tr> <tr> <td>業務2 契約先</td> <td>A社（収集運搬業者）</td> <td>199,500円</td> </tr> <tr> <td>業務3 契約先</td> <td>C社（収集運搬業者）</td> <td>※315,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各排水槽清掃にかかる経費を含む</p> <p>1 契約が同法に違反していた。</p> <p>(1) 同法第12条に違反しているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務委託契約を締結した収集運搬業者は、処分業の許可を受けていない。</li> </ul> <p>(2) 同法施行令第6条の2に違反しているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務1及び業務2における同法に基づく契約について、収集運</li> </ul>		収集運搬業務	処分業務	業務1 契約先	A社（収集運搬業者）	B社（処分業者）	業務2 契約先	A社（収集運搬業者）	B社（処分業者）	業務3 契約先	C社（収集運搬業者）	F社（処分業者）	D社（収集運搬業者）	E社（収集運搬業者）		収集運搬及び処分業務	経費総額	業務1 契約先	A社（収集運搬業者）	164,850円	業務2 契約先	A社（収集運搬業者）	199,500円	業務3 契約先	C社（収集運搬業者）	※315,000円	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>同法では、収集運搬と処分の委託は、法令で定める者にそれぞれ委託しなければならないと定められ、各業務を異なる業者に委託する場合には、業者毎に委託契約を締結することが義務付けられており、各業者との間において、それぞれの委託料の金額を明記した契約書を作成しなければならない。</p> <p>業務1及び業務2における契約については、収集運搬及び処分業者との間の各別の契約書において、収集運搬及び処分業務のそれぞれの料金等が記載されておらず、業務3の契約については、収集運搬業者のうち1社との契約書では料金の記載誤りがある。さらに、収集運搬業者のみとの間で収集運搬及び処分業務を包含する経費総額を記載した契約書が別途作成されている。このような契約処理は同法に違反しており、廃棄物処理業務を委託する場合は、法令で義務付けられている内容が記載されている契約書を収集運搬業者及び処分業者それぞれと交わすべきである。</p> <p>委託料の支払いについては、個々の業者毎に適正な対価が支払われずに不適正処理を招くことのないようにするため、個々の契約に基づいて収集運搬業者及び処分業者にそれぞれ直接支払うべきである。</p> <p>上記の点を踏まえ、契約内容及び手法を十分検討し、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>今後、経費支出手続の不備のないよう、地方自治法、大阪府財務規則等の関係法令を踏まえて事務手続を行うことなど、改めて経費支出事務に関する留意点について周知徹底するため、会計事務担当者をはじめ、所内職員対し会計事務に関する研修を実施し、知識の向上及び再発防止を図った。</p>
	収集運搬業務	処分業務																											
業務1 契約先	A社（収集運搬業者）	B社（処分業者）																											
業務2 契約先	A社（収集運搬業者）	B社（処分業者）																											
業務3 契約先	C社（収集運搬業者）	F社（処分業者）																											
	D社（収集運搬業者）																												
	E社（収集運搬業者）																												
	収集運搬及び処分業務	経費総額																											
業務1 契約先	A社（収集運搬業者）	164,850円																											
業務2 契約先	A社（収集運搬業者）	199,500円																											
業務3 契約先	C社（収集運搬業者）	※315,000円																											

	<p>搬業務及び処分業務の契約書には、種類及び数量が記載されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業務3における同法に基づく契約について、処分業務の契約書には、施設の処理能力が記載されていない。</li></ul> <p>(3) 同法施行規則第8条の4の2に違反しているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業務1における同法に基づく契約について、収集運搬業務及び処分業務の契約書には、料金が記載されていない。</li><li>・業務2における同法に基づく契約について、収集運搬業務及び処分業務の契約書には、料金は「見積書の通り」と記載されているが、見積書には全体業務の経費総額が記載されているのみであり、各業務の対価が不明である。</li><li>・業務3における同法に基づく契約について、収集運搬業務の契約書における処理料金の記載が誤っている。</li></ul> <p>2 同法に基づく契約と業務委託契約は、業務内容は同じであるため、二重の契約となっており、同法に基づく契約を締結した収集運搬業者及び処分業者と、業務委託契約を締結した収集運搬業者との関係が不明となっている。</p> <p>3 業務1及び業務2の処分業務にかかる経費支出について、同法に基づく契約においては、「センターは、処分業者から業務終了報告書を受け取った後、処分業者に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。」と定められており、業務委託契約に基づき経費総額をA社に支払われている。しかし、業務委託契約の当事者として処分業者であるB社は含まれておらず、支払方法に関するB社の同意が不明である。</p> <p>4 収集運搬業務は役務費、処分業務は委託料で支払うべきところ、業務1及び業務2においては、瑕疵のある業務委託契約に基づき、収集運搬業者に対して全額委託料で支払っていた。</p>	<p><b>【地方自治法】</b> (支出負担行為) 第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (支出の命令) 第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p><b>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】</b> (事業者の処理) 第12条 5 事業者（略）は、その産業廃棄物（略）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。</p> <p>6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。 (産業廃棄物処理業)</p> <p>第14条 12 第1項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第6項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。</p>	
--	---	--	--

**【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】**  
(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)  
第6条の2 法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。  
4 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。  
イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量  
(略)  
ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力  
(略)  
ヘ その他環境省令で定める事項  
(以下、略)

**【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】**  
(委託契約に含まれるべき事項)  
第8条の4の2 令第6条の2第4号 へ(令第6条の12第4号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。  
2 委託者が受託者に支払う料金

**【会計事務ポータルサイトFAQ】**  
財務会計(制度) 会計年度・会計区分

産業廃棄物の処分にかかる支出科目  
産業廃棄物の運搬を業者に委託した場合、支出科目は役務費でよろしいか。

運搬のみに限定されている場合は、役務費で支出します。  
しかし、産業廃棄物の処分も含めて委託する場合は人的サービス以外の要素も加わるため委託料で支出します。

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項						監査の結果	措置の内容
教育センター	管内出張について、総務事務システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、出張経路等を修正するため再度入力し、登録済みの誤った旅行命令の取り消しを忘れ、二重登録のまま承認されたもの等があるにもかかわらず、旅費支出の決裁を行ったため、旅費が過払いとなっているものがあった。						<p><b>【是正を求めるもの】</b>            速やかに過払いの旅費については是正措置を講じられたい。            管内出張に係る旅行命令の登録、承認時には、重複入力がないかを確認するよう周知されたい。            また、管内旅費の支出命令の決裁に当たっては、申請に誤りがないかという視点でも旅費明細内訳書を確認し、誤った申請があった場合は、申請者に対して確認するなど、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>監査の結果を受け、速やかに戻入措置を行った。            また、今後、承認者は決裁時に二重登録がないか等、旅費明細内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることについて、センター内で周知した。さらに支出命令処理時においても、旅費担当者、経費支出の決裁関係者、承認者は旅費明細内訳書の確認を徹底し、同一日における複数申請等がある場合は申請者に確認を行うこととするなど、適正な事務処理に努める。</p>
職員名	旅行日	旅行命令当初入力日	重複入力日	過払い旅費額	支給誤りの原因			
A	平成25年7月16日	平成25年7月17日	平成25年7月23日	230円	重複入力			
	平成25年8月15日	平成25年8月14日	平成25年8月15日	230円	重複入力			
	平成25年10月4日	平成25年10月2日	平成25年10月4日	230円	重複入力			
	平成25年10月18日	平成25年10月21日	平成25年10月31日	230円	重複入力			
	平成25年11月12日	平成25年11月5日	平成25年11月13日	430円	重複入力			
	平成26年3月27日	平成27年3月27日	平成27年3月27日	800円	誤入力			
B	平成25年6月3日	平成25年6月3日	平成25年6月3日	400円	重複入力			
	平成25年12月17日	平成25年12月17日	平成25年12月20日	950円	重複入力			
C	平成25年4月22日	平成25年4月22日	平成25年4月26日	1,100円	修正申請時の削除漏れによる重複			
	平成25年6月5日	平成25年6月6日	平成25年6月10日	240円	重複入力			
	平成25年6月27日	平成25年6月24日	平成25年6月27日	730円	修正申請時の削除漏れによる重複			
D	平成25年12月17日	平成25年12月17日	平成25年12月17日	400円	重複入力			
E	平成25年12月6日	平成25年12月3日	平成25年12月5日	540円	重複入力			
F	平成25年12月13日	平成25年12月6日	平成25年12月12日	280円	重複入力			
G	平成25年8月1日	平成25年7月29日	平成25年7月31日	240円	重複入力			
H	平成26年3月5日	平成26年3月4日	平成26年3月5日	540円	修正申請時の削除漏れによる重複			
I	平成25年7月24日	平成25年7月19日	平成25年7月24日	280円	重複入力			
	平成25年10月4日	平成25年10月2日	平成25年11月7日	540円	誤入力			
J	平成26年3月28日	平成26年3月25日	平成26年3月28日	660円	重複入力			
K	平成25年6月4日	平成25年6月3日	平成25年6月4日	760円	誤入力			
	平成25年8月1日	平成25年7月30日	平成25年8月1日	1,300円	重複入力			
	平成25年8月6日	平成25年7月30日	平成25年8月5日	1,720円	修正申請時の削除漏れによる重複			
	平成26年2月27日	平成26年2月25日	平成26年3月3日	760円	重複入力			
	平成26年3月13日	平成26年3月17日	平成26年3月27日	640円	重複入力			

	L	平成25年11月5日	平成25年11月5日	平成26年3月31日	1,720円	重複入力		
		平成25年11月14日	平成25年11月14日	平成26年3月31日	1,020円	重複入力		
	M	平成25年11月28日	平成25年11月18日	平成25年11月27日	1,220円	重複入力		
		平成26年1月17日	平成26年1月9日	平成26年1月16日	1,190円	修正申請時の削除漏れによる重複		
	N	平成25年7月29日	平成25年7月19日	平成25年7月29日	390円	重複入力		
		平成25年7月30日	平成25年7月19日	平成25年7月29日	390円	重複入力		
		平成25年7月31日	平成25年7月19日	平成25年7月29日	390円	重複入力		
	O	平成25年12月26日	平成25年12月18日	平成25年12月26日	950円	重複入力		
	P	平成25年6月18日	平成25年6月13日	平成25年6月18日	790円	重複入力		
	Q	平成26年2月3日	平成26年2月4日	平成26年3月2日	460円	誤入力		
	R	平成26年2月18日	平成26年2月18日	平成26年2月21日	460円	重複入力		
	S	平成25年6月14日	平成25年5月31日	平成25年5月31日	700円	重複入力		
		平成25年9月6日	平成25年9月5日	平成25年9月9日	700円	重複入力		
		平成25年9月11日	平成25年9月5日	平成25年9月9日	700円	重複入力		
	T	平成25年4月16日	平成25年4月12日	平成25年4月14日	870円	重複入力		
	U	平成26年2月28日	平成26年2月24日	平成26年2月26日	870円	重複入力		
	V	平成25年9月17日	平成25年9月17日	平成25年9月17日	1,300円	修正申請時の削除漏れによる重複		
		平成25年11月25日	平成25年11月25日	平成25年11月26日	640円	修正申請時の削除漏れによる重複		
	W	平成25年12月5日	平成25年11月28日	平成25年12月5日	500円	修正申請時の削除漏れによる重複		
	X	平成25年11月8日	平成25年10月29日	平成25年10月31日	850円	修正申請時の削除漏れによる重複		
Y	平成25年12月27日	平成25年12月25日	平成26年1月7日	1,130円	修正申請時の削除漏れによる重複			